

見守り 新鮮情報

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の**瓦が傷んでいる**ように見えたので**点検**したい」と業者が**訪問**してきた。**点検**した後、業者が**撮影した瓦の映像**を見せられ、「かなり**ひどい**。このままでは**雨漏り**

するかもしれない。

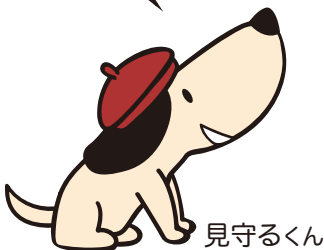
すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので**今でないと契約出来ない**」と**せかさ**れ、約**40万円**の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もう**キャンセルは出来ない**」と怒鳴られた。
(70歳代 女性)



不安をあまり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で
契約しないで



- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

第205号

「**無料**で**排水管の点検**をする」と業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったところ「**工事が必要**」と、排水管の一部が割れている写真を見せられたため、工事契約を結んだ。工事当日、開始後しばらくして、「**水漏れ**

していて**隣の家まで**水が行っている。

先に**別の工事**をしないと大変だ」

と言われた。工事費が合計で

70万円と高額になったので迷っていると、「**特別に**

50万円にする」と値引きを示され、**隣の家に迷惑がかかる**のは困ると思い、契約し

てしまった。(60歳代 男性)



「無料点検」に応じたら… 高額な排水管工事勧誘

ひとこと助言



その場で
契約しないで

見守るくん

- 「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあり、工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると次々と別の契約を迫られるケースもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- 「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要ない場合は、きっぱり断ることが大切です。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

見守り 新鮮情報

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理が出来る」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら

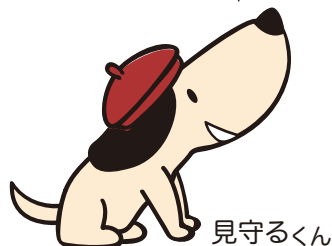
「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。(70歳代 女性)



「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

ひとこと助言

まずは確認!



- 自然災害による住宅修理について「保険金使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。
- 住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。
- 「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

第195号

訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され「**火災保険の保険金**で屋根の**修繕ができる**。自己負担は一切ない」と勧誘された。点検の結果、50万円の見積書を渡され、保険会社に保険金を

を請求し、下りた金額で工事をするという契約をした。保険会社からは**8万円ほど**下りることになったが、よく考えると**50万円の見積もり**なのに8万円で工事ができるのは**おかしい**。解約したい。
(70歳代 男性)



急増 保険金の利用を口実に 自宅の修理を勧誘

ひとこと助言



見守るくん

気をつけてね

- 「保険金を請求すれば自己負担なしで自宅が修理できる」などと勧誘する手口の相談が急増しています。
- 請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。安易に契約してはいけません。
- 契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります。早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。